

国立医薬品食品衛生研究所競争的研究資金等の不正使用の把握及び調査並びに内部監査に関する細則

本細則は、国立医薬品食品衛生研究所競争的研究資金等の取扱いに関する規程第12条第2項及び同第15条第2項に基づき、当所の職員等に係る不正使用に関する情報の把握、調査の実施、内部監査の実施及び懲戒に関し、必要な事項を定めるものである。

第1章 不正使用の把握及び調査

(定義)

第1条 不正使用とは、競争的研究資金等を「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」（平成10年厚生省告示）、「科学研究費補助金取扱規程」（昭和40年文部省告示）及び当該競争的研究資金等に係る交付要綱等に定める規定に違反して使用する行為又は使用しようとする行為をいう。

2 職員等とは、職員、非常勤職員、労働者派遣契約により派遣された者、その他当所において研究業務に従事する者をいう。

(通報窓口)

第2条 不正使用の疑いに関する通報（「告発」を含む。以下同じ。）窓口は総務部総務課（以下「総務課」という。）とする。

(通報の方法)

第3条 通報の方法は次のとおりとする。

- (1) 総務課職員との面談
- (2) 郵便（「国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課」宛）
- (3) 電話（03-3700-2548）
- (4) 電子メール（tsuho@nihs.go.jp）

(通報の受理)

第4条 総務課職員は、当所内外から当所職員に係る不正使用の疑いに関する通報を受けたときは、「通報記録」（別紙様式1）にその概要を記録し、総務課長に報告しなければならない。

第5条 総務課長は、前条の規定により不正使用の疑いに関する通報を受けた場合には、その内容について速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

第6条 総務課長は、「通報記録」を厳重に管理しなければならない。

(調査)

第7条 最高管理責任者は、不正使用の疑いに関する通報について報告を受けたときは、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

- 2 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合、調査委員会を設置し、調査を実施する。
- 3 調査委員会の委員は、通報者及び通報の対象となった者と直接の利害関係を有しない者とし、外部有識者（弁護士、公認会計士等）を含むものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査・認定する。
- 5 調査委員会は、調査の実施状況について、必要に応じ最高管理責任者に報告するとともに、調査結果について、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、調査委員会が調査している間、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、当該研究費の使用停止を命ずる。
- 7 委員及び調査に携わった者は、調査の内容その他職務を通じて知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

第8条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及びその方法等について、配分機関に報告、協議しなければならない。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

- 2 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等を求められたときは、これに応じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

（調査結果の公表等）

第9条 最高管理責任者は、不正が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表することとし、公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、当所が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した氏名・所属などを非公表とすることができる。

- 2 不正を行った者が当所との労働者派遣契約により派遣された者である場合は、支出負担行為担当官にこれを通知し、当該契約の解除等必要な措置を講ずるものとする。

（通報者への通知）

第10条 頭名による通報の場合にあつては、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知するものとする。

(通報者等の保護)

第11条 職員等は、通報者及び第7条に規定する調査に協力した者に対し、不利益な取扱い又は報復的な行為を行ってはならない。

2 職員等は、通報の対象となった者に対し、誹謗中傷等の行為を行ってはならない。

第2章 内部監査

(内部監査)

第12条 内部監査は、会計書類に対する確認のほか、競争的研究資金等の管理及び経理の体制が適切に整備されているかについても十分留意してその実態を把握し、必要な是正指導を行うことにより不正使用の発生を防止し、競争的研究資金等の適正かつ効率的な運営・管理に寄与するため、最高管理責任者は定期又は随時に内部監査を実施しなければならない。

(監査責任者)

第13条 内部監査を実施する責任者として、監査責任者を置く。

2 監査責任者は総務課長とする。

3 前条に規定する内部監査は、監査責任者のほか、総務課長補佐、その他事務職員のうちから最高管理責任者が指名する者をもって構成する監査チームにより実施するものとする。

(対象)

第14条 内部監査は、職員が使用する全ての競争的研究資金等に係る研究事業を対象に行うものとする。

(種類)

第15条 内部監査は、定期監査及び臨時監査の2種とする。

2 定期監査とは、次条に定める実施計画に従い実施する監査をいう。

3 臨時監査とは、最高管理責任者が必要と認め指定した事項について実施する監査をいう。

(監査計画)

第16条 監査責任者は、毎年度当初に当該年度の内部監査の実施計画を作成し、最高管理責任者の承認を受けなければならない。

2 内部監査の実施計画に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 監査方針

(2) 監査項目

- (3) 監査期間
- (4) 監査対象事案
- (5) 監査方法
- (6) その他必要な事項

(監査事項)

第17条 内部監査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 関係法令、規程等の遵守状況
- (2) 研究資金の執行の状況
- (3) 研究資金の管理及び経理の体制に関する事項
- (4) 現金出納に関する事項
- (5) 物品管理に関する事項
- (6) その他必要と認められる事項

(監査の実施通知)

第18条 最高管理責任者は内部監査の実施に当たり、統括管理責任者、競争的研究資金等経理責任者、総務部業務課、その他関係者に対し、監査の実施期日、監査担当者名その他必要な事項をあらかじめ文書で通知するものとする。

(報告)

第19条 監査責任者は内部監査の結果について、最高管理責任者に文書をもって報告しなければならない。ただし、特に緊急を要する重要事項については、直ちにその概要を最高管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(結果に対する措置等)

第20条 最高管理責任者は、内部監査の結果、是正等を要すると認めた事項については、統括管理責任者、競争的研究資金等経理責任者及び関係部署の長に対し、必要な措置を講ずるよう指示するとともに、講じた措置及びその結果について期限を定めて報告を求めものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項に掲げる内容において不正使用が確認された場合には、当該競争的研究資金等の配分機関に報告し、その対応について必要な協議を行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項に掲げる場合においては、当該内容を任命権者に通知しなければならない。ただし、不正使用を行った者が当所との労働者派遣契約により派遣された者である場合は支出負担行為担当官にこれを通知し、当該契約の解除等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 最高管理責任者は、第1項に掲げる内容において調査が必要と判断した場合には、第1項の規定にかかわらず、必要に応じ、第7条第2項から第7項に準じた取扱いをすることができる。

第3章 懲戒

(懲戒)

第21条 第1章に規定する不正使用に関する事実関係の調査又は第2章に規定する内部監査の結果、違法行為等が確認された場合の当該違法行為等を行った者に対する懲戒等については、国家公務員法等関係法令に基づき任命権者が厳正に対処するものとする。

2 前項による不正の内容が、私的流用など行為の悪質性が高い場合は、刑事告発や刑事訴訟を含め対処するものとする。

第4章 その他

第22条 本細則に定める規定の運営にあたっては、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び同ガイドラインを準用する平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定の取扱いに則して行うものとする。

附 則

この細則は、平成19年11月9日から施行する。ただし、第13条から第21条までの規定については、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月18日から施行する。